# 第１節　総則

## １−１ 用語の説明

「第2章　宅地造成及び特定盛土等許可」で使用する用語は、次のとおりとします。

１．**法**　　：宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）

２．**政令**　　：宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和 37 年政令第 16 号）

３．**省令**　　：宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和 37 年建設省令第 3 号）

４．**市規則**　　：鹿児島市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則（平成 8 年規則第 61 号）

５．**宅地開発等条例**：鹿児島市宅地開発等に関する条例（平成 19 年条例第 23 号）

６．**宅地開発等規則**：鹿児島市宅地開発等に関する条例施行規則（平成 19 年規則第 152 号）

７．**運用基準**　　：宅地造成及び特定盛土等規制法令に基づき許可権者が定める審査基準